

## 本件事業における追加的な環境保全措置の実施について

東金市及び東金市外三市町清掃組合（以下「本組合」という。）では、「(仮称) 東金市外三市町清掃組合新ごみ処理施設建設事業」について環境影響評価手続を進めているところですが、令和6年度第10回千葉県環境影響評価委員会（令和7年1月22日開催）において、環境影響評価準備書（以下、「準備書」という）に関する3回目の審議が行われ、添付資料1に示す論点整理がなされました。これらに関し、令和7年2月27日に開催された環境影響評価委員会において委員会の答申がまとめられ、準備書に対する知事意見もしくは環境生活部長意見として、本組合に通知されました。

本組合では、論点整理に掲げられた事項のうち、本件事業の工事及び施設供用に関係する事項について、下記に示す対応を実施することとしております。

入札参加者各位には、下記内容について十分ご留意の上、技術提案書及び入札書を作成いただきますよう、お願い申し上げます。

### 記

#### 1. 植物への環境保全措置について

##### (3) 植物

重要な種であるタコノアシ、ウスゲチヨウジタデ及びナガシタバヨウジョウゴケについて、工事の実施により事業区域内に生育する相当数の株等が影響を受ける可能性があるとして予測していることから、適切な環境保全措置の実施を検討すること。

#### 【本件事業における対応】

- ・ タコノアシ及びウスゲチヨウジタデについては、保全措置として種子の採取・播種（必要に応じて表土の採取・保存・撒き出し）を行う。種子の採取・播種等は本組合が実施するが、播種（もしくは保存表土の撒き出し）先として事業区域内において播種先となる湿性環境※を入札参加者にて確保すること。  
※湿性環境：面積100～500m<sup>2</sup>程度、含水率50～70%程度の湿田（過湿土壌）が望ましく、常時湛水させる必要はない。また、ビオトープ等の大規模な施設は不要であり、防災調整池脇の空間を数mほど活用する程度でよい。
- ・ ナガシタバヨウジョウゴケについては、保全措置として事業区域外への移植を検討しており、本組合側にて実施する。

## 2. 動物への環境保全措置について

### (4) 動物

重要な種であるカヤネズミについて、事業区域内に生息が確認されていることから、同種の移動能力が低いことを踏まえ、適切な環境保全措置の実施を検討すること。

#### 【本件事業における対応】

- ・ カヤネズミが確認された事業区域内のススキ群落を非繁殖期（4月～5月頃）に、刈り払う方向に留意して伐採し、隣接するヨシ群落への誘導を行う。刈り払いの実施は本組合の所掌で実施するものとする。

## 3. 砒素に係る監視計画等について

### 4. 監視計画

砒素による土壤汚染に係る環境保全措置として実施するモニタリングについて、調査方法のほか、地下水及び工事排水で汚染が確認された場合の内容を評価書に記載すること。

#### 【本件事業における対応】

- ・ 準備書 p. 7. 2. 9-16 及び「建設工事要求水準書（令和7年1月修正）」p. 24 に記載されている地下水観測孔における水質測定の詳細は下表のとおりとし、入札参加者にて実施するとともに、その結果を逐次本組合に報告すること。

表 地下水観測孔における水質測定方法

測定項目	砒素
測定方法	地下水環境基準に定める方法（JIS K0102 の 61. 2、61. 3 又は 61. 4 に定める方法）
測定地点	事業実施区域内地下水観測孔 4 孔（添付資料 2）
測定時期・頻度	工事前：造成工事着手前 1 回 工事中：年 1 回以上※ 工事後：試運転期間中 1 回

※工事中の測定頻度は、今後行う千葉県との協議を踏まえ変更する可能性がある。

- ・ 同じく沈砂設備における水質の定期的なモニタリング方法の詳細は下表のとおりとし、入札参加者にて実施するとともに、その結果を逐次本組合に報告すること。

対面的対話の結果 添付資料 1

表 沈砂設備における水質のモニタリング方法

測定項目	砒素及びその化合物
測定方法	水質汚濁防止法施行規則第六条の二の規定に基づく環境大臣が定める検定方法（JIS K0102 の 61 に定める方法）
測定地点	沈砂設備放流口
測定時期・頻度	工事中：年 1 回以上※

※工事中の測定頻度は、今後行う千葉県との協議を踏まえ変更する可能性がある。

- 地下水及び工事排水で汚染が確認された場合の対応方法は、下表のとおりとする。

表 地下水及び工事排水で汚染が確認された場合の対応方法（案）※

工事区域上流側（St. 1、St. 2）の地下水観測孔のみにて地下水環境基準を超過した場合	<p>① 地下水観測孔 4 孔にて再測定を行う。</p> <p>② 再測定の結果、下流側の地下水観測孔にて地下水環境基準の超過がみられた場合、沈砂設備にて測定を行う。</p> <p>③ 沈砂設備の測定結果が排水基準を超過した場合には、直ちに沈砂設備からの排水を止め、原因究明及び対策検討にあたる。</p>
工事区域下流側の地下水観測孔（St. 3、St. 4）にて地下水環境基準を超過した場合	<p>① 沈砂設備にて測定を行う。</p> <p>② 沈砂設備の測定結果が排水基準を超過した場合には、直ちに沈砂設備からの排水を止め、原因究明及び対策検討にあたる。</p>
沈砂設備にて水質汚濁防止法に基づく排水基準を超過した場合	<p>① 直ちに沈砂設備からの排水を止め、原因究明及び対策検討にあたる。</p>

※対応方法（案）は、今後行う千葉県との協議を踏まえ変更する可能性がある。

4. 上ガス対策について

<p>&lt;留意事項&gt;</p> <p>事業区域及びその周辺において、地中の天然ガスが地表面に湧出する現象が確認されていることから、工事の実施及び施設の稼働にあたっては、天然ガスの湧出箇所の偏在や湧出量の時間変動があることを踏まえ、ガス検知装置や強制排気装置等の導入を検討し、事故の防止に万全を期すこと。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【本件事業における対応】

- 準備書 p. 7. 2. 7-24 の「3」 環境保全措置」に記載している以上の保全措置を実施することは本組合では考えていないが、入札参加者側で実施する保全措置を技術提案書にて明らかにし、提案内容を確実に履行すること。

以上